

議案第143号

上越市吉川スカイトイア遊ランド条例の一部改正について

上越市吉川スカイトイア遊ランド条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市吉川スカイトイア遊ランド条例の一部を改正する条例

上越市吉川スカイトイア遊ランド条例（平成16年上越市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第10条各号を次のように改める。

(1) 吉川体験と創造の館 次のとおりとする。

ア 宿泊室 次のとおりとする。

(イ) 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで

(ウ) 日帰り利用 午前11時から午後2時（宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後6時）まで

イ 体育室 午前9時から午後5時まで

ウ 食堂 午前11時から午後6時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後6時から午後9時まで及び翌日午前7時30分から午前9時までとする。

(2) 吉川体験交流センター 次のとおりとする。

ア 研修室及び農産加工室 午前9時から午後5時まで

イ 休憩室 午前10時から午後6時まで

ウ 入浴施設 午前10時から午後6時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前10時までとする。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

(1) 吉川体験と創造の館の利用料金

| 区分          |              | 単位 | 上限額     | 摘要   |
|-------------|--------------|----|---------|--|
| 宿<br>泊<br>室 | 宿泊<br>利<br>用 | 1人 | 10,000円 | ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。<br>・飲食料金を除く。<br>・吉川体験交流センターの |
|             |              |    | 8,000円  |  |
|             |              |    | 6,000円  |  |

|       |       |         |                              |
|-------|-------|---------|------------------------------|
|       |       |         | 入館料を含む。                      |
| 日帰り利用 | 1室1時間 | 1, 600円 | 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。 |
| 体育室   | 1室1時間 | 1, 600円 |                              |

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

## (2) 吉川体験交流センターの利用料金

| 区分         | 単位    | 上限額     | 摘要  |
|------------|-------|---------|---|
| 研修室の占用利用   | 1室1時間 | 1, 600円 | 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。  |
| 農産加工室の占用利用 |       | 1, 600円 |   |
| 入館料        | 中学生以上 | 700円    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴施設の利用料金を含む。</li> <li>・3歳未満の乳幼児は、無料とする。</li> </ul> |
|            | 小学生以下 | 300円    |   |

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### (適用区分)

2 改正後の上越市吉川スカイトイア遊ランド条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。